

診療放射線技師法
施行規則の改正

乳がんのマンモグラフィによる 集団検診において 医師の立会いが不要になりました

Point!

- ✓ 乳がんのマンモグラフィによる検診には、医師の立ち合いが必要とされていたが、医師不足等により、立会い医師の確保が難しい等、一部自治体の集団検診の実施に支障が生じていた。
- ✓ 診療放射線技師法施行規則が改正され、乳がんのマンモグラフィによる検診に医師の立ち合いが不要となり、集団検診が実施しやすくなった。

地域の課題



立ち合い医師の都合で、特定の日や曜日しか実施できないので、検診の受診率が上がらない。

乳がんのマンモグラフィによる集団検診を行いたいですが立ち合い医師を探すのがたいへん。



自治体の提案

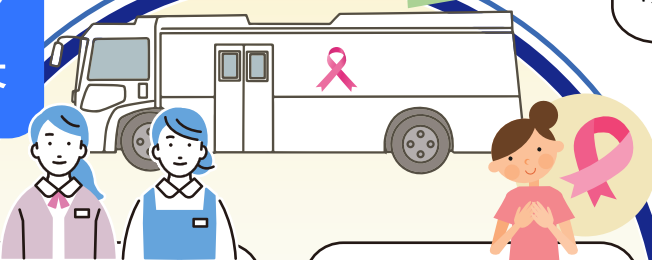
医師の立会いの
不要化ができないか。

診療放射線技師法施行規則等の
改正を提案

検診回数・日数を増やして受診率向上につなげたい！乳がんの早期発見・早期治療につなげましょう！



提案の成果



女性スタッフのみでの検診実施ができるようになり、安心して受診してもらえている。

日程調整がしやすくなり、検診日も増やせ、受診者数の増加につながった。



提案の成果

乳がん検診の受検者増加
事務負担やコストの軽減

住民サービスの向上

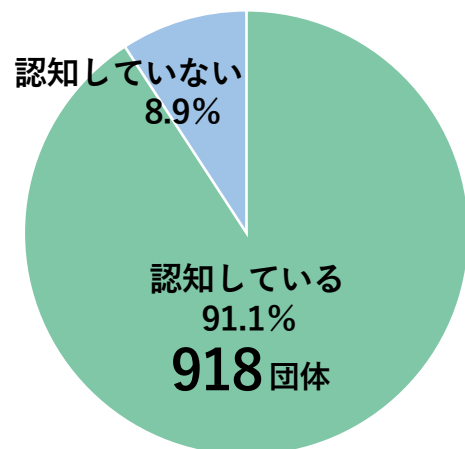
提案実現後の状況

今後の活用への期待

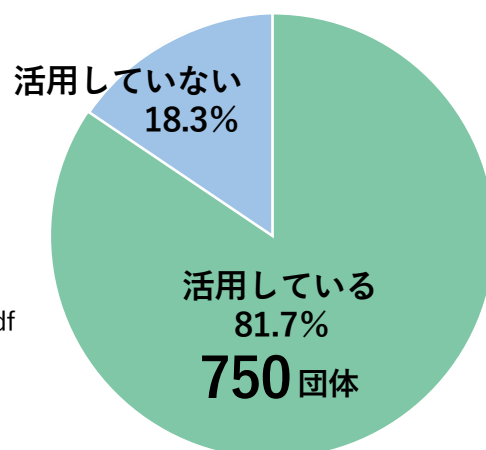
内閣府が令和4年度に実施した調査※では、回答のあった市区町村（1,134 団体）のうち **918 団体（91.1%）** が、「制度を認識している」との回答であった。また、「制度を活用している」と回答した団体は **750 団体（81.7%）**、「今後、制度の活用を予定している」と回答した団体が **134 団体（14.6%）** という状況であった。今後も**多くの団体が制度を活用していくと予測される。**

活用の効果については、「検診の日程調整事務の負担の軽減」、「検診日程の増加」、「受診人数の増加」、「医師に係る人件費や検診機関への委託料の節減」などが挙げられている。

【自治体における認知度】



【制度の活用】



※地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査

(URL)

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/katsuyouchousa/r4_katsuyojokyo.pdf

<提案団体>

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県

関係者の声



自治体職員

医師の立会いが不要になってからは、検診日の日程調整がしやすくなりました。
令和5年度からは、働く女性の増加に伴い、土曜日の検診も開始しました。



受診者

家の近くに検診が受けられる医療機関がありません。役場までバスが来てくれるから検診が受けられています。